

十三号) 附則第五十条の規定によりなおその効力を有することとされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第八項と、同令附則第四項中、「前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百十九号) 附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、法附則第三項から第七項まで」とあるのは、「障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第三項から第七項まで」と、同令附則第六項中、「前三項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた前三項」と、同令附則第七項中、法附則第十三項とあるのは、「障害者自立支援法附則第五十条の規定によりなおその効力を有することとされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第十三項」と、前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とする。

第四條 施行日前に行われた障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 附則第四項の規定による国の貸付けについては、第五條の規定の効力を有する。この場合において、同令附則第二項中、「法附則第五項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第六十條の規定によりなおその効力を有することとされた知的障害者福祉法附則第五項」と、同令附則第三項中、「前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百十九号) 附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、法附則第四項とあるのは、「障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法附則第四項」と、同令附則第五項中、「前三項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前三項」と、同令附則第六項中、「法附則第八項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第六十條の規定によりなおその効力を有することとされた知的障害者福祉法附則第八項」と、前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とする。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第四條 施行日前に行われた障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 附則第四項の規定による国の貸付けについては、第五條の規定の効力を有する。この場合において、同令附則第二項中、「法附則第五項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第六十條の規定によりなおその効力を有することとされた知的障害者福祉法附則第五項」と、同令附則第三項中、「前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百十九号) 附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、法附則第四項とあるのは、「障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法附則第四項」と、同令附則第五項中、「前三項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前三項」と、同令附則第六項中、「法附則第八項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第六十條の規定によりなおその効力を有することとされた知的障害者福祉法附則第八項」と、前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とする。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五條 施行日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六條の規定による改正後の地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号中、「行う施設」とあるのは、「行う施設、同法附則第四十一條第一項、第四十八條若しくは第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第二十九條に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一條に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第五十條の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一條の七に規定する知的障害者授産施設」とする。

総務大臣 竹中 平蔵
 厚生労働大臣 川崎 二郎
 内閣総理大臣 小泉純一郎

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百二十号

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中、「身体障害者更生支援施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五條第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設)を、身体障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 第五條第二十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四條に規定する身体障害者を入所させる施設)に改め、同条第四項中、「身体障害者更生支援施設若しくは」を、「身体障害者支援施設の長、」に、「身体障害者更生支援施設」を、「身体障害者支援施設」に改め、同条第五項及び第六項中、「身体障害者更生支援施設若しくは」を、「身体障害者支援施設の長、」に改める。

第五十一條第二項及び第五十三條第二項中、「身体障害者更生支援施設」を、「身体障害者支援施設」に改める。
 第五十五條第二項及び第四項第二号中、「指定する身体障害者更生支援施設若しくは」を、「指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する」、「身体障害者更生支援施設若しくは」を、「身体障害者支援施設の長、」に改め、同条第六項及び第七項中、「身体障害者更生支援施設若しくは」を、「身体障害者支援施設の長、」に改める。

第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項中、「身体障害者更生支援施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五條第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設)を、身体障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 第五條第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四條に規定する身体障害者を入所させる施設)に改める。

第二條 この政令の施行の日(以下「施行日」という)から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前條の規定による改正後の公職選挙法施行令第五十條第一項及び第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項中、「身体障害者を入所させる施設」とあるのは、「身体障害者を入所させる施設並びに障害者自立支援法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設」とする。

(地方税法施行令及び租税特別措置法施行令の一部改正)
 第三條 次に掲げる政令の規定中、第九條第四項を、「第九條第五項」に改める。
 一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号) 第七條第一号、第七條の十五の十一第一号及び第五十六條の十七第一号
 二 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号) 第四十條の十九第五項第一号
 (建築基準法施行令の一部改正)
 第四條 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三十九號)の一部を次のように改正する。
 第三十八條第一項中、「身体障害者更生支援施設(補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設を除く。)、精神障害者社会復帰施設」を、「身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設を除く。)」に改め、「知的障害者支援施設」を削り、又は母子保健施設を、「母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。))の用に供する施設」に改める。

第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項中、「身体障害者更生支援施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五條第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設)を、身体障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 第五條第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四條に規定する身体障害者を入所させる施設)に改める。